

認知症対応型共同生活施設グループホームりんご村重要事項説明書

(重要事項説明書の目的)

- 第1条 認知症対応型共同生活介護グループホームりんご村（以下単に「施設」という。）は要介護状態と認定された入居者（以下単に「入居者」という。）に対し、介護保険法令の趣旨に従って、入居者がその有する能力に応じて自立した日常生活を営むことが出来るよう援助し、一方、入居者を経済的に支援または財産を管理する者（以下「家族の代表」という。）は、りんご村に対し、そのサービスに対する料金を支払うことについて取り決めることを、本約款の目的とします。

(適用期間)

- 第2条 本約款は、入居者がりんご村入所利用同意書をりんご村に提出した時から効力を有します。但し、家族の代表に変更があった場合は、新たに契約書を取り交わします。
- 2 入居者は前項に定める事項の他、本約款、別紙1及び別紙2の改定が行われないう限り、初回利用時の同意書提出を持って、繰り返しりんご村を利用することができるものとします。

(利用者からの解除)

- 第3条 入居者及び家族の代表は、施設に対し、退所の意思表示をすることにより、本約款に基づく入居利用を解除・終了することができます。

(りんご村からの解除)

- 第4条 施設は、入居者及び家族の代表に対し、次に掲げる場合には、本約款に基づく入居利用を解除・終了することができます。
- ①入居者が要介護認定において自立または要支援と認定された場合。
 - ②りんご村に於いて定期的に実施される入所継続検討会議において、退所して居宅において生活が出来ると判断された場合。
 - ③入居者の病状、心身状態等が著しく悪化し、りんご村での適切な認知症対応型共同生活介護サービス（以下単に「介護サービス」という。）の提供を超えるものと判断された場合。
 - ④入居者及び家族の代表が、本約款に定める利用料金を2か月分以上滞納し、その支払いを催促したにもかかわらず10日間以内に支払いがなかった場合。
 - ⑤入居者が、施設、施設の職員又は他の入居者等に対して、利用継続が困難と判断できる程度の背信行為又は反社会的行為を行った場合。
 - ⑥天災、災害（感染症や大雪、大雨による土砂災害、台風、地震、停電、火災）、施設・設備の故障、その他のやむを得ない理由により、施設を利用させることが出来ない場合。

(利用料金)

- 第5条 入居者・家族の代表及び連帯保証人は、施設に対し、本約款に基づく介護サービスの対価として、別紙2の利用単位ごとの料金をもとに負担割合証に記載された割合に応じた額を計算し月ごとの合計額及び利用者が個別に利用したサービスの提供に伴い必要となる額の合計額を支払う義務があります。
- 2 施設は、前月料金の合計額の請求書及び明細書を、毎月13日までに送付し、入居者及び家族の代表は、施設に対し、当該合計額をその月の20日までに支払うものとします。尚、支払いの方法は別途話し合いの上、双方合意した方法によります。
 - 3 利用者が退居する際、退居等の翌月に亡くなった場合に、前月分の看取り介護加算に係わる一部負担請求を行う場合があります。
 - 4 施設は、入居者または家族の代表から、1項に定める利用料金の支払いを受けた後、領収書を発行します。
 - 5 連帯保証人は家族の代表に1で示した合計額を支払えなくなった場合に、替わりに支払う義務があります。

(連帯保証人)

- 第6条 連帯保証人は、利用者と連帯して、本契約から生じる利用者の債務を負担するものとします。本約款が更新された場合においても、同様とします。
- 2 前項の連帯保証人の負担は、100万円を極度額の限度とします。
- 3 連帯保証人が負担する債務の元本は、本契約の解約日または連帯保証人が死亡したときに、確定するものとします。
- 4 連帯保証人の請求があったときは、事業者は、連帯保証人に対し、遅滞なく利用料金等の支払状況や滞納金の額、債務不履行による損害賠償の額等、利用者の全ての債務の額等に関する情報を提供することとします。

(記録)

- 第7条 施設は、入居者の介護サービスの提供に関する記録を作成し、その記録を利用終了5年間は保存します。
- 2 施設は、入居者及び家族の代表が前項の記録の閲覧、謄写を求めた場合には、原則として、これに応じます。但し、その他の者（入居者の家族の代表を含みません。）に対しては、入居者及び家族の代表の承諾その他必要と認められる場合に限り、これに応じます。

(身体拘束等)

- 第8条 施設は、原則として入居者に対し身体拘束を行いません。但し、緊急やむを得ず身体的拘束等を行う場合には、緊急やむを得なかった理由を利用者及び家族の代表へ説明し、その同意を得ていくこととします。そして対応及び時間、その際の利用者の心身の状況を記録します。また、解除に向けた目標を検討していきます。
- それから身体拘束廃止や虐待防止の委員会を設置し定期的に委員会や研修会を開催し防止に努めています。

(秘密の保持)

- 第9条 施設とその職員は、業務上知り得た入居者又は家族の代表若しくは、その家族に関する秘密を、正当な理由なく第三者に漏らしません。但し、次の各号についての情報提供については、施設は、「情報提供同意書」により入居者及び家族の代表から予め同意を得た上で行うこととします。
- ①介護保険サービスの利用のための市町村、居宅介護支援事業者その他の介護保険事業者等への情報提供。
- ②介護保険サービスの質向上のための学会、研究会等での事例研究発表等、尚、この場合、利用者個人を特定出来ないように仮名等を使用することを厳守します。
- 2 前項に掲げる事項は、利用終了後も同様の取扱いとします。

(緊急時の対応)

- 第10条 施設は、入居者に対し、医学的治療が必要と認める場合、協力医療機関での診察を依頼する事があります。
- 2 施設は、入居者に対し、施設における認知症対応型共同生活介護サービスに対応が困難な状態、または、専門的な医学的治療が必要と判断した場合、他の専門的機関を紹介します。
- 3 施設は感染症（新型コロナウイルスなど）の発症が職員や入居者に確認された場合、保健所へ情報提供をします。陽性の場合、陰性の場合によって医療機関や保健所の指示にしたがいます。
- 4 施設は天災・災害の発生時、施設のマニュアルに基づいた行動をとることとなります。被害の状況次第では、避難場所へ移動となります。また、このような緊急時は、ご家族様への連絡が避難後となり遅れることもあります。
- 5 前4項のほか、入居利用中に利用者の心身の状態が急変した場合、施設は、入居者及び家族の代表が指定する者に対し、緊急に連絡します。

(要望または苦情等の申し出)

第11条 入居者及び代理人は、施設の提供する認知症対応型共同生活介護サービス
に対しての要望または苦情等について申し出ることができます。
(問い合わせ先、相談窓口棟、別紙1に記載)

(外部評価等)

第12条 施設は第三者によって定期的に外部からの評価を受けながら、より良い施設運営に取り組めます。

最新の実施状況 令和6年9月5日

評価機関 一般社団法人 秋田県社会福祉会

開示方法 施設内玄関にて開示中

(賠償責任)

第13条 認知症対応型共同生活介護サービスの提供に伴って、施設の責に帰すべき事由によって、入居者が損害を被った場合、りんご村は、入居者に対して、損害を賠償するものとします。

2 入居者によって、施設が損害を被った場合、その損害賠償について、ご相談する場合があります。

3 感染症（新型コロナウイルスなど）の発症により、入居者が感染したとして、もともとの持病を含み、身体の状態が悪化した場合、施設は責任を負えないこととします。

(利用契約に定めない事項)

第13条 この約款に定められていない事項は、介護保険法令に定めるところにより、入居者または代理人と施設が誠意をもって協議して定める事とします。

「別紙1」

認知症対応型共同生活介護サービスについて

○介護保険証の確認

説明を行うにあたり、ご入居希望者の介護保険証を確認させて戴きます。

○ケアサービス

りんご村のサービスは、どのような介護サービスを提供すれば、利用者が精神的に安定し、その有する能力に応じ自立した生活を送れるよう支援し、認知症高齢者の福祉の向上を図るというグループホームのサービス計画に基づいて提供されます。この計画は、利用者に関わる職員の協議によって作成されますが、その際、ご本人・家族の代表の希望を十分に取り入れ、また、計画の内容については同意いただくようになります。

○医療

認知症対応型共同生活介護グループホームは入院の必要のない程度の要介護者を対象としています。協力医療機関との連携により、ご利用者の適切な健康管理を行います。

○介護

グループホームりんご村のサービス計画に基づいて実施します。

○生活サービス

りんご村利用中も明るく家庭的な雰囲気のもとでの生活して戴けるよう、常に利用者の立場に立って運営していきます。

○居室

各居室8畳個室です。

― 食事 ―

朝食 7時00分

昼食 12時00分

夕食 17時00分

なお、季節等によって食事時間が変更になります。

― 入浴 ―

入浴は毎日準備しますが、利用者の身体の状態に応じて提供していきます。状態によっては清拭となる場合があります。

○他機関・施設との連携

協力医療機関への受診

りんご村では、近くの高橋内科医院が協力医療機関ですので、利用者の状態が急変した場合には、速やかに対応します。

他施設の紹介

りんご村での対応が困難な状態になり、専門的な対応が必要になった場合には、責任をもって、他の機関に紹介します。

○緊急時の連絡先

緊急の場合には、「申込書」に記入いただいた連絡先に連絡します。

○要望や苦情などをお寄せいただければ、速やかに対応します。

グループホームりんご村 要望・苦情担当者 和賀典子

電話 0182-35-6171

住所 横手市大屋新町字平林46-1

また、下記、公共の相談窓口もございます。

*国民健康保険団体連合会介護保険課 TEL 018-862-3850

〒010-0951

秋田県秋田市山王四丁目2番3号（秋田県市町村会館4F）

*横手市役所 まるごと福祉課 35-2134

*秋田県運営適正化委員会 018-864-2726 FAX018-864-2742

〒010-0922

秋田県秋田市旭北栄町1番5号 秋田県社会福祉会館内

「別紙2」

認知症対応型共同生活介護 グループホームりんご村のご案内

1、りんご村の概要

(1) りんご村の名称

- ・りんご村の名称 認知症対応型共同生活介護 グループホームりんご村
- ・開設年月日 平成16年2月1日
- ・所在地 秋田県横手市大屋新町字平林46-1
- ・電話番号 0182-35-6271 (花ユニット)
0182-32-9884 (香ユニット)
- ・FAX番号 0182-35-6272
- ・介護保険事業者番号 0570309260

(2) 認知症対応型共同生活介護（グループホーム）の目的と運営方針

認知症対応型共同生活介護グループホームりんご村は、介護保険法の理念に基づき、利用者が精神的に安定し、その有する能力に応じ自立した生活を送れるよう支援し、認知症の福祉の向上を図るとともに、その家族の身体的精神的な負担の軽減を図ることを目的とする。

この目的に沿って、りんご村では、以下のような運営の方針を定めていますのでご理解戴いた上でご利用ください。

〔認知症対応型共同生活介護グループホームりんご村の運営方針〕

※利用者が可能な限り認知症対応型共同生活介護（グループホーム）に於いて、その有する能力に応じた自立した日常生活を営むことが出来るよう支援を行うものとする。

※利用者の意思、及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ちグループホームサービスを提供するものとする。

(3) 施設の職員体制

	常勤	非常勤	夜間	業務内容
管理者	1			施設全体の責任者
計画作成者	2			介護計画の作成
介護職員	8	10	2	利用者の介護
看護職員		1		利用者の看護

(4) 入所定員等 18名

※入所定員 1棟 9名 2棟で18名、 ※居室 個室18室

2、サービス内容

- ①グループホームサービス計画の立案。
- ②食事
- ③入浴
- ④介護（対処時の支援も行います。）
- ⑤相談援助サービス
- ⑥行政手続き代行
- ⑦その他

3、利用料金

(1) 基本料金

- ① グループホームりんご村の利用料は介護保険制度では、要介護認定による要介護の程度によって異なります。また、負担割合証に記載された割合に応じた額となります。以下は1日当たりの自己負担1割の場合と2割と3割の金額です。

	1割負担の場合	2割負担の場合	3割負担の場合
要支援2	749円	1498円	2247円
要介護1	753円	1506円	2259円
要介護2	788円	1576円	2364円
要介護3	812円	1624円	2436円
要介護4	828円	1656円	2484円
要介護5	845円	1690円	2535円

※初期加算:入所後30日間に限って上記の金額に30円加算されます。

※サービス提供体制加算1日6円が加算されます。

※医療連携加算1日37円が加算されます。

※介護職員処遇改善加算(Ⅲ)所定単位数に15.5%を乗じ単位数が加算されます。

- ② 家賃(維持管理費含む) 日 980円

- ③ 食費 朝 日 330円

昼 日 390円

夜 日 390円

おやつ 日 100円×2

- ④ 水道、光熱費 日 420円

- ⑤ 冬季光熱費 日 270円(11月～4月)

- ⑥ 消耗品費 月 2100円(洗剤類、消毒類、ペーパー類、使い捨て手袋、他消耗品等)

- ⑦ その他のおむつ・理美容代・利用者が必要とした日用品等の代金について実費で頂きます。

上記②③④⑤⑥は予告期間を以って変更する場合があります。

(2) 支払い方法

※ 毎月11日までに前月分の請求書を送付しますので、その月の20日までにお支払い下さい。翌月、請求書等送付時に領収書を一緒に発行致します。

※ お支払い方法は、現金、銀行振込、金融機関口座自動引き落としの3方法があります。入所の契約時にお選び下さい。

- 4、協力医療機関
- ・名称 高橋内科医院
住所 横手市安田字ブンデ沢80-45
 - ・名称 平鹿総合病院内 訪問看護ステーション
住所 横手市前郷字ハツロ3番1

5、施設利用にあたっての留意事項

- ・新型コロナウイルスの感染拡大により面会は制限しております。今後も状況に応じて制限がされていきます。
- ・新型コロナウイルスの感染拡大により、外出・外泊は中止とさせて頂いております。今後も状況を見ながら対応を検討していきます。
- ・飲酒の制限は特にありません。医師の指示がある方は指示に従ってください。
- ・火気の取扱いは、原則として職員が行います。
- ・設備、備品の利用は、利用者全員で使用しますので大切に使いましょう。
- ・所持品、備品等の持ち込みは、ご家庭で使い慣れたものをお願いします。
- ・金銭、の持込に関しては、利用者様、ご家族様、施設の三者でのご相談となります。
- ・宗教の布教活動は、禁止します。
- ・ペットの持ち込みは、禁止します。
- ・貴重品の持ち込みは、原則禁止とします。

6、非常災害対策

- ・防災設備 消火器、避難誘導灯、スプリンクラー、火災通報専用電話機、火災通報機
- ・防災訓練 年2回実施（他に避難訓練を実施）
- ・感染症発生時の訓練 感染防止の訓練の実施
- ・事業継続計画（BCP）を策定し定着・訓練・見直しに努める

7、禁止事項

りんご村では、利用者の方に安心して共同生活を送っていただくために、利用者の「営利行為、宗教の勧誘、特定の政治活動」は禁止します。

りんご村入居利用同意書

認知症対応型共同生活介護グループホームりんご村を入所利用するにあたり、認知症対応型共同生活施設グループホームりんご村重要事項説明書及び別紙1，別紙2を受領し、これらの内容に関して、担当者による説明を受け、同意します。

施設長が説明し交付しました。 _____ 印 係 印

令和 年 月 日
〔利用者〕 住 所

氏 名 印

〔家族の代表〕 住 所

氏 名 印

年 齢 歳

勤務先

利用者との続柄

〔連帯保証人〕 住 所

電話番号

氏 名 利用者との続柄

別記の契約を証するため、本書2通を作成し、利用者、認知症性老人グループホームりんご村が署名捺印の上、1通ずつ保有するものとする。

〔本約款第5条の請求書・明細書及び領収書の交付先

氏 名	(続柄)
住 所	
電話番号	()

〔利用料金のお支払い方法〕 番号に○をして下さい。

- 1、りんご村の窓口で現金支払いをします。
- 2、銀行振込をします。
- 3、金融機関口座自動引き落としをします。

※ 2、3、の場合は別途手続きが必要です

施設長	事務